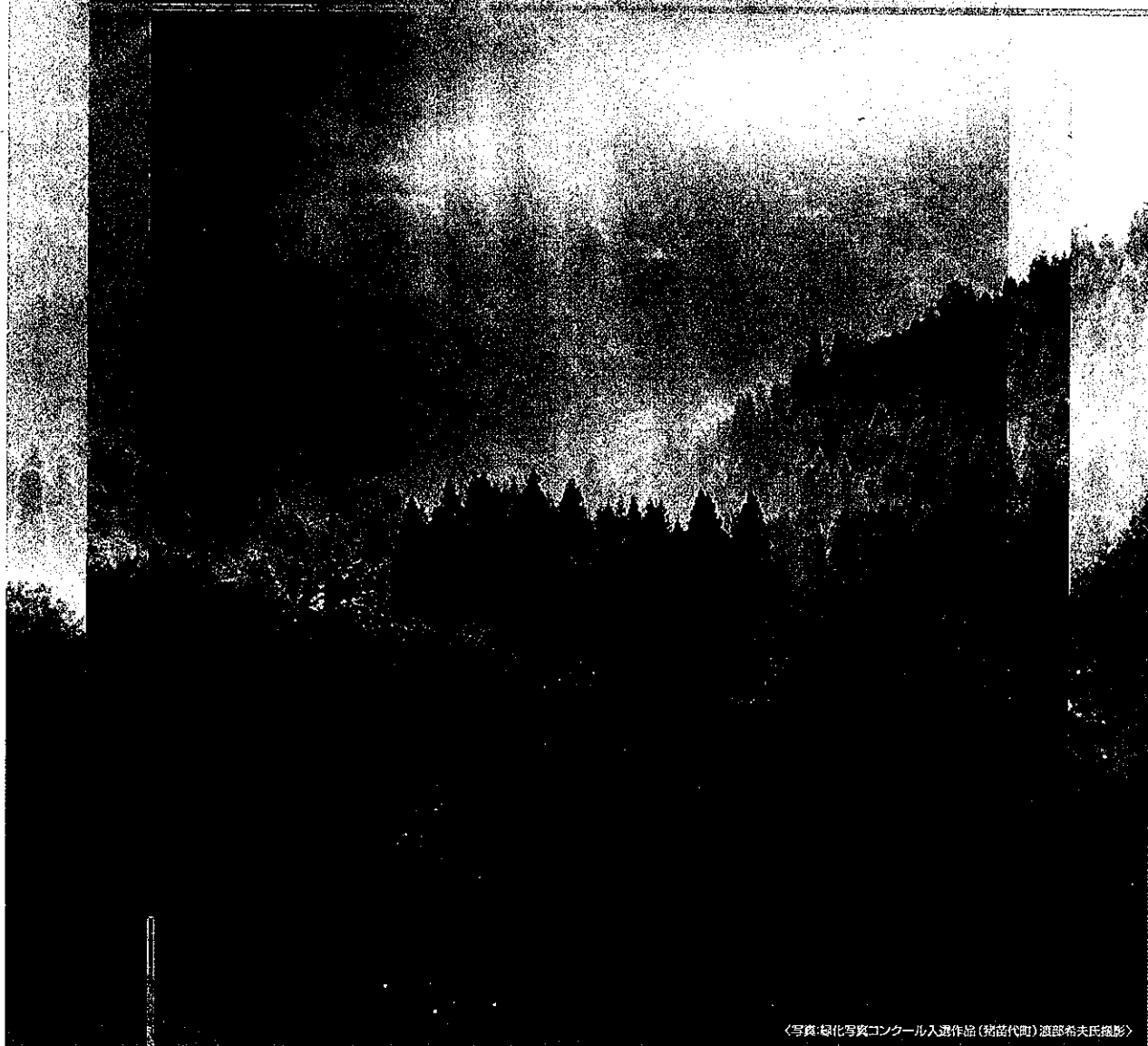




うつくしま、ふくしま。
福島県

森林整備事業のしくみ



〈写真：緑化写真コンクール入選作品（猪苗代町）酒部希夫氏撮影〉

森林は木材の供給ばかりではなく、水源かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用、生物多様性の保全など様々な働きにより、私たちの生活に欠かせないものとなっています。このような働きを十分に発揮させるためには、森林を適切に管理・整備することが必要となります。

平成17年3月

福島県農林水産部

1. 造林関係事業の種類

事業名	事業内容	事業主体	
水土保全林整備事業	「水土保全林」を対象に、水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進	<ul style="list-style-type: none"> ●森林所有者等による整備が進みがたい森林における、森林整備法人、市町村等による森林整備 ●事業体による市町村有林の整備 	森林整備法人 市町村等
	流域公益林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●森林施業計画作成主体、協定締結者等による森林整備 ●下流域に配慮し、間伐、長期育成循環施業、針広混交林化等を推進 	森林施業計画作成主体 市町村との協定締結者 森林組合 地方公共団体等
共生林整備事業	「森林と人との共生林」を対象に、森林環境教育等の利用のための森林空間の整備、地域コミュニティやNPO法人等の参画を得た里山林の整備等を推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体による森林空間の整備 ●森林環境教育等の観点から、里山等を対象に国民の利用に配慮しつつ、広葉樹導入、景観林整備、環境教育施設整備等を推進 	県 市町村
		<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加による里山林等の整備(市町村、NPO法人等が事業主体) ●地域住民への森林施業計画の開示や森林の開放を前提とした森林整備(森林所有者が実施主体) 	森林施業計画作成主体 市町村との協定締結者 森林組合 市町村等
資源循環林整備事業	「資源の循環利用林」を対象に、森林組合、森林施業計画作成主体を中心とした効率的な森林整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> ●森林施業計画作成主体を中心に、効率的かつ計画的な森林整備(間伐、長期育成循環施業等)を推進 	森林施業計画作成主体 市町村との協定締結者 森林組合 地方公共団体等
機能回復整備事業	森林の基本的な機能の回復を図るため、森林の3区分の全てを対象に、被災森林の復旧、無立木地の造林を実施	<ul style="list-style-type: none"> ●松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等 	市町村 森林組合 森林所有者等
		<ul style="list-style-type: none"> ●土壌不良地、耕作放棄地、造林未済地等における森林の造成 	県 市町村 森林組合 森林所有者等
		<ul style="list-style-type: none"> ●被害森林における復旧造林 ●森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備 	森林組合 森林所有者等
森林居住環境整備事業	森林整備による居住環境の改善等により、森林・山村・都市の共生・対流を促進	<ul style="list-style-type: none"> ●美しい居住空間創出のための森林整備 	県 市町村 森林組合 森林所有者等

2. 対象となる樹種

すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、ヒバ、きり(タイワンギリ、ココノエギリは除く)、くぬぎ、ポプラ、こばのやまはんのき、テーダマツ、ストロームツ、アカシヤ、けやき、えんじゅ、くり、ほおのき、とちのき、くるみ、さくら、なら、ふな、きはだ、みずき、うるし、ドイツウヒ、その他知事が特に必要と認めた樹種。

3.補助額と査定係数

区 分	査定係数	補助率	
		国	県
公的森林整備推進事業	170	3/10	2/10
流域公益保全森林整備事業	施業実施協定造林	3/10	1/10
	保安林等造林		
	森林施業計画造林		
	森林整備協定造林		
	協定締結造林		
普通造林	90		
森林空間総合整備事業	-	5/10	2/10
絆の森整備事業	-	5/10	2/10
流域循環資源森林整備事業	保安林等造林	3/10	1/10
	分収林造林		
	森林施業計画造林		
	森林整備協定造林		
	協定締結造林		
普通造林	90		
保全松林緊急保護整備事業	-	5/10	2/10
特定森林造成事業	造林未済地緊急造林	3/10	1/10
	耕作放棄地等		
	施業実施協定造林		
	保安林等造林		
	分収林造林		
森林整備協定造林	170		
普通造林	110		
被害地等森林整備事業	指定被害地造林	3/10	1/10
	保安林等造林		
	松くい虫被害地		
	森林整備協定造林		
	被害地造林		
普通造林	70		
居住地森林環境整備事業	組合せ型	150	
	非組合せ型	170	

補助額は、県の定める標準単価をもとに次のように算出されます。

補助額 = 標準単価(1ha当たりの単価) × 実施面積 × 査定係数 ÷ 100 × 補助率

査定係数は森林施業計画の有無等により、補助率は事業の区分により定められています。

例) 下刊5.0ヘクタールを実施し、流域循環資源林整備事業で補助を受ける場合。

■森林施業計画造林(森林施業計画に基づく施業)

標準単価 107,800円/ha × 実施面積 5.0ha × 査定係数 170 ÷ 100 × 補助率 (3/10 + 1/10) = 補助額 366,520円

■普通造林

標準単価 107,800円/ha × 実施面積 5.0ha × 査定係数 90 ÷ 100 × 補助率 (3/10 + 1/10) = 補助額 194,040円

森林施業計画を策定し認定を受けると、有利な条件で補助を受けることができます。

※標準単価は施業ごとに定めてあり、現場条件などにより変わります。なお、主な施業種の標準単価は、福島県森林整備グループのホームページに掲載しています。

4.補助のしくみ

植え付け、下刈り、除・間伐といった造林関係事業について、事業計画の作成から補助金の申請・交付まで、大まかな流れを見てみましょう。

事業計画の作成

計画的な森林整備を図るため、市町村長は森林整備事業についての5か年間の事業計画を作成します。補助を受けるためには、被害跡地の整備等を除き、原則として、この計画に位置付けられる必要があります。

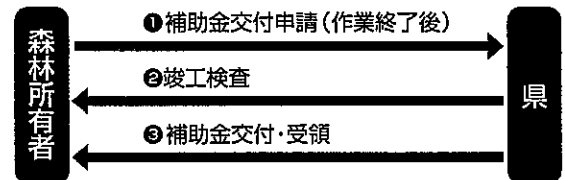
補助の対象となる面積

0.1ha以上の面積で作業を行う場合に補助対象となりますが、森林組合等が事業主体となる一部の事業では、4ha以上の作業地のまとまりが必要です。また、特定間伐や長期育成循環整備は、森林所有者と市町村長が協定を締結し、団地等の設定が必要となります。

造林関係事業の補助金を受けるため必要な手続き

●森林所有者自らが実施する場合

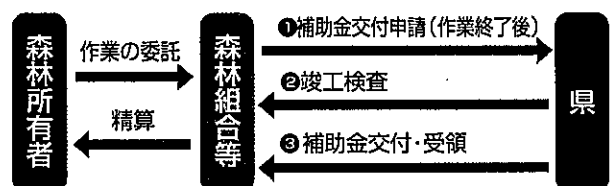
自分で行った作業が終わった後、森林組合に補助金の代理申請・代理受領を依頼するか、自ら県の農林事務所に補助金交付申請を行います。



(注) 1 森林組合に補助金の手続きを依頼した場合は、1と3の手続きは森林組合が行います。(手数料が必要です)
2 森林施業計画または市町村長との間で締結した森林施業の計画的実施に関する協定に基づいて行うものに限られる場合があります。

●森林組合等に作業を委託する場合

翌年度に行う作業について森林組合等に早めに相談してください。森林組合や林業事業体などと作業の受託契約を結べば、補助金の交付申請、作業の実施、補助金の受領、精算などを森林組合等が行います。



(注) 森林組合以外の林業事業体については、5年間にわたる作業を受託し、森林施業計画を作成した場合に限ります。

5.補助対象となる事業種と林齢等

共生林整備事業は、すべての事業種が対象となり、補助対象年齢は特に定めません。

区分	水土保全林整備事業		資源循環林整備事業	森林居住環境整備事業	機能回復整備事業		
	公的森林整備推進事業	流域公益保全林整備事業	流域循環資源林整備事業	居住地森林環境整備事業	保全森林緊急保護整備事業 松林保護樹林帯造成事業	被害地等森林整備事業	
育成単層林整備	整理伐		-		○	-	
	人工造林	特殊地拵	-			○	
		再造林	○				
		拡大造林	○				
		被害跡地造林	-				○
	改良	抜き伐り	○				-
		枝払い	○				-
		萌芽整理	○				-
		樹下植栽	○				-
		かき起こし	○				-
	植栽型保育	下刈	○5年生(秋植6年生)以下			○5年生以下	
		雪起こし	○II~III齢級			○II齢級	
		倒木起こし	-			○V齢級以下	
		除伐	○III齢級				
		間伐	○IV~VII齢級		○IV~IX齢級		○IV~VI齢級
	天然更新型保育	枝打ち	○III~IV齢級		○III~VI齢級		-
		下刈	○5年生以下			○5年生以下	
		雪起こし	○II~III齢級			○II齢級	
		除伐	○III齢級				
	間伐	○IV~VII齢級		○IV~IX齢級		○IV~VI齢級	
育成複層林整備	整理伐		-		○	-	
	受光伐	抜き伐り	○IV~IX齢級(支障木) ○X齢級以上(あばれ木)			-	○IV~VIII齢級(支障木) ○IX齢級以上(あばれ木)
		枝払い	○III齢級以上			-	○III齢級以上
		樹下植栽等	○上層木III齢級以上			-	○上層木II齢級以上
	改良	抜き伐り	○			-	-
		枝払い	○			-	-
		萌芽整理	○			-	-
		樹下植栽	○			-	-
		かき起こし	○			-	-
	植栽型保育	下刈	○下層木5年生(秋植6年生)以下			-	○下層木5年生以下
		雪起こし	○下層木II~III齢級			-	○下層木II齢級
		倒木起こし	-			-	○下層木V齢級以下
		除伐	○下層木III齢級			-	○下層木III齢級
		間伐	○下層木IV~VII齢級 ○下層木IV~XII齢級(広葉樹)		○下層木IV~IX齢級		○下層木IV~VI齢級
	天然更新型保育	下刈	○5年生以下			○5年生以下	
		雪起こし	○II~III齢級			-	○II齢級
		除伐	○III齢級				
		間伐	○IV~VII齢級		○IV~IX齢級		○IV~VI齢級
	機能増進保育	抜き伐り	○VII~XII齢級			-	○VII~XII齢級
	長期育成循環整備	特定間伐	○VI~IX齢級			-	-
誘導伐		抜き伐り	○X~XVIII齢級			-	-
		枝払い	○X~XVIII齢級			-	-
樹下植栽等		○上層木X齢級以上			-	-	
改良		樹下植栽	○上層木X齢級以上			-	-
		かき起こし	○上層木X齢級以上			-	-
		萌芽整理	○上層木X齢級以上			-	-
		抜き伐り	○上層木X齢級以上			-	-
		枝払い	○上層木X齢級以上			-	-
植栽型保育		下刈	○下層木5年生(秋植6年生)以下			-	-
		雪起こし	○下層木II~III齢級以下			-	-
		除伐	○下層木III齢級			-	-
		間伐	○下層木IV~VII齢級			-	-
天然更新型保育		下刈	○5年生以下			-	-
		雪起こし	○II~III齢級以下			-	-
	除伐	○III齢級			-	-	
	間伐	○IV~VII齢級			-	-	

対象林齢等は、福島県の実行方針によるものです。

●●● 雪害被害木の処理は早めに ●●●

近年県内各地で雪による被害の発生が見られます。被害の形態は大きく分けると幹曲がり、幹折れ、根返り、枝折れなどが見受けられますが、被害木の処理を放置しておくと、かかり木等により残存木の生長を阻害するだけでなく、再び災や病害虫の発生大きな原因となりますので早急な復旧を行って下さい。



壮齢林の幹折被害



幼齢林の倒木被害

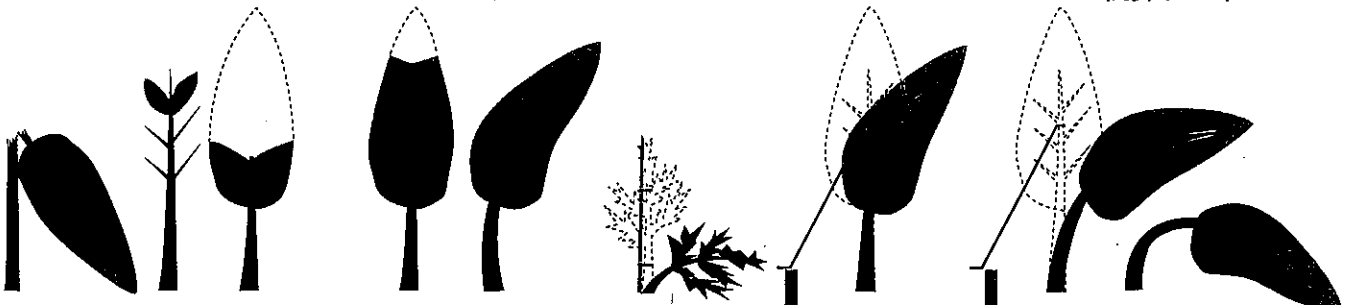
■被害形態別整理の目安

伐採する立木

残す立木

倒木起こしをする木

伐採する木



残った葉の量が少なく、将来生長の望みはありません。幹は、材の長さ・径級によっては利用可能です。

樹冠の約2/3以上残った立木は、やがて芯が立って回復します。また、梢端部の曲がりも正常にもとります。その後の経過をよく観察して下さい。

倒木起こしをし、添木に固定し根踏みをする。

倒木起こしをし、縄等を用い直立させ固定する。

幹割れの有無を確認して倒木起こしをし、縄等を用い直立させ固定する。

幹には、ほとんど割れが入っている。

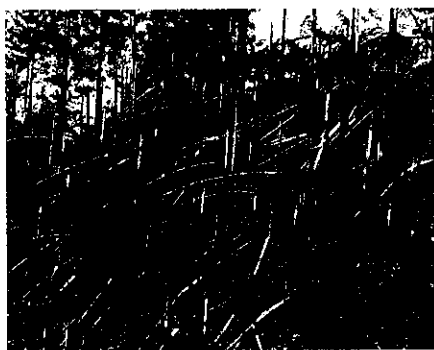
被害木の形態	処 理 の 目 安
割れ木	材の不可能なものは伐倒処分し、可能なものについては採材利用するが、目に見えない割れが入っている可能性があるため、外見の割れの入っている箇所からさらに見えない割れ部分を考慮し、切り捨てるようにする。
折れ木	樹幹の3分の2程度以上残っているものは残存木とし、その後の成長過程を見ながら、林相の回復を待つ。なお、幹割れ木よりは利用可能なものが多いので、割れに注意して伐採する。
曲がり木	梢端が水平より倒伏しているもの、又は樹幹が地表面についているものは材に割れや年輪剥離やモメが入っているものが多いので伐倒する。ほぼ10年生以下の幼齢木は起こして、添木に固定し根踏みをする。
返り木	根が一部出ているものや、完全に露出して倒れているものは、回復見込みがないので伐倒する。
端折れ木	壮齢木は、将来の成長を期待し、そのまま残す。

■被害木処理の安全対策

雪害木の伐採作業は、足場が悪いこと、伐採する立木が梢端折れなどで重心が不安定であること、曲がりなどの影響で伐採時に幹に割れが入る等、通常の作業に比べ非常に危険な状態での作業であることから、安全に十分注意し安全作業に心がけることが必要です。

■被害率ごとの復旧の目安

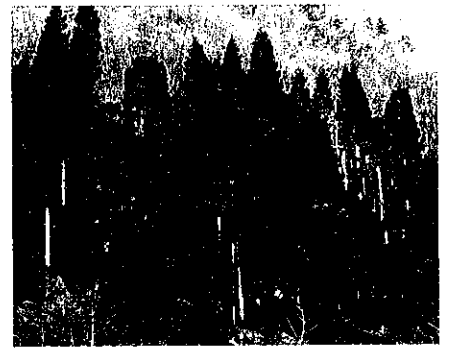
被害程度	被害率	復 旧 の 目 安
被害が激しい林	70%以上	被害地は大きな穴になったり、全面に被害を受けているため、全滅に近い感じを受ける。この場合は、全面改植あるいは健全木だけを残して二段林とする。
被害が中程度の林	50~70%	被害状態は、点状、列状、団地状とあり、点状、列状とも強い間伐を実施した場合と同等とみなし、改植はしない。しかし、団地状の被害が3a以上の場合は改植する。
被害が軽い林	50%以下	被害が点状や列状に発生したときは、被害木を伐採するだけでよい。被害が団地状に発生したときは、その大きさがおおむね3a以上ある場合には、改植する。ただし、幅が周辺の健全木高の2分の1以下(最低7m)の場合は、改植する必要はない。



70%以上の被害



50%~70%の被害



30%~50%の被害

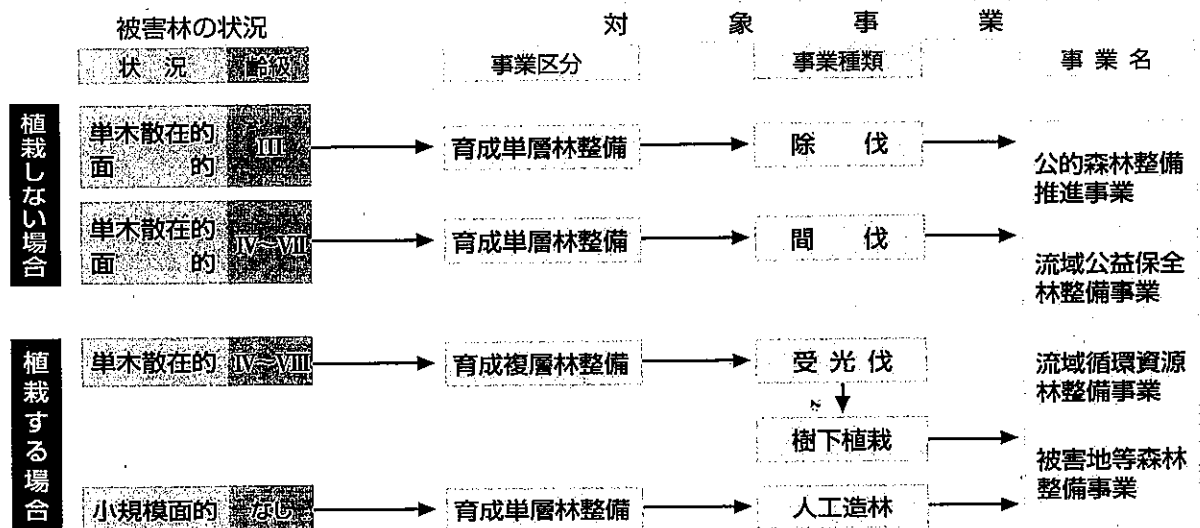
◆復旧造林の目安早見表

林 齢 \ 被害程度	70%以上	50~70%	30~50%
30年生以上	◎ ○	○ ▲	▲
20~29年生	◎ ○	▲	▲
10~19年生	◎	▲	▲

《凡例》 ◎全面改植 ○二段林造成 ▲部分改植

■被害地の造林補助事業での復旧

◎復旧事例



6.うつくしま里山林再生モデル事業

居住集落の周辺にある森林は地域の生活に密着し、薪炭材や肥料となる落ち葉、建築用材などの資源を継続的に供給しながら、小動物や昆虫類など多様な生物を育ててきました。また、地域ごとに特色があり、地域独自の景観や文化を形成する背景となっていました。しかし、石油など効率的なエネルギーへの転換、化学肥料の普及、農業用資材の発展など生活様式の変化により人が森林に入ることが少なくなり、手入れが行き届かず放置された森林が増加しています。

しかし、最近では、これまでのスピードと効率を追求する慌ただしい暮らしや働き方を見直すようになり、日本の原風景としての集落とその周辺の森林を「里山林」として再評価し積極的に再生していこうという動きが全国的に大きくなってきています。

福島県では平成15年度から、地域住民による新たな「里山林」創造のための再生プランの作成や里山林の整備について必要な費用を支援することにより、「里山林」のモデルを造成する事業に取り組んでいます。

補助対象事業の内容

1.里山林全体の再生プランの作成

対象地区の現況調査、森林所有者の動向調査、プランの作成

2.集落周辺の里山林の整備

広葉樹林の抜き伐り・植栽、針葉樹林の間伐・択伐など（全体整備面積2ha）

3.施設の整備

表示板、林内歩道などの整備

事業対象地区

各農林事務所2地区、合計14地区
平成15年度～平成16年度…7地区
平成17年度～平成18年度…7地区

事業主体

森林所有者の組織する団体など

補助金額

1地区あたり30万円



7.森林国営保険

豊かな自然を育む森林も、春には山火事、夏から秋には台風・大雨、冬になると大雪や寒風など、常に自然災害の脅威にさらされています。災害は忘れた頃にやってきます。長年にわたって苦労して育てた森林も災害に遭ってからは手遅れで、ひとたび災害にみまわれると復旧などに多額の費用が必要になってきます。そんな「まさか」の時に備え、安心して森林づくりに取り組んでいただくために「森林国営保険」に加入してください。特に造林補助金の助成を受けた森林については、「森林国営保険」に加入のうえ補植・保育等の成林に必要な管理を行う必要があります。

森林整備地域活動支援交付金制度

交付金を活かして、山の手入れを進めるチャンスです！

目的

森林の現況調査など、森林所有者のみなさんが山の手入れを進めるために欠かせない活動を交付金によって支援します。

内容

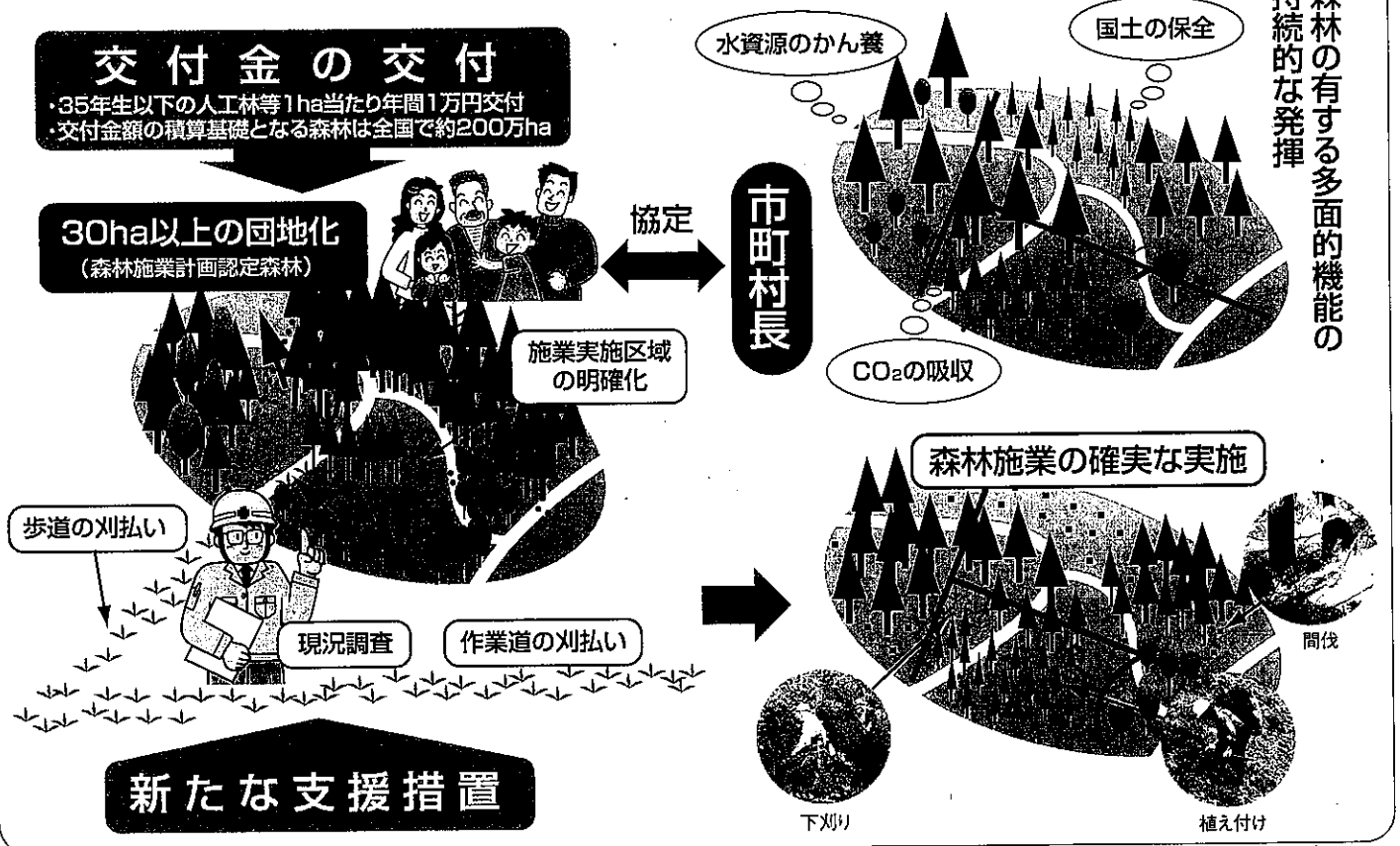
交付金の金額は、対象森林 **1haあたり1万円** です。

交付金を 受ける ためには

次の①から③を行うことで交付金を受けることができます。

- ①森林施業計画を作成し、市町村長の認定を受ける。
- ②市町村長との間で交付金に関する協定を締結する。
- ③森林の現況調査等を行い、市町村長の確認を受ける。

森林整備地域活動支援交付金のイメージ



お問い合わせは、県の農林事務所、森林組合又は最寄りの市町村までどうぞ。

お問い合わせ先